

# 「マイナ保険証」利用で 限度額適用（・標準負担額減額）認定証が 不要となります！

問国保年金課 ☎43-9314(国民健康保険について) ☎43-9065(後期高齢者医療制度について)

入院など、医療機関での支払いが高額になる場合、医療機関で「マイナ保険証」を利用し、マイナ受付で「高額療養費制度を利用する」を選択して自己負担限度額の情報提供に同意することで、同月の医療機関(入院・外来・歯科は別々)の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

その場合、今まで事前に市役所で申請手続きが必要だった「**限度額適用（・標準負担額減額）認定証**」が**不要**となります。

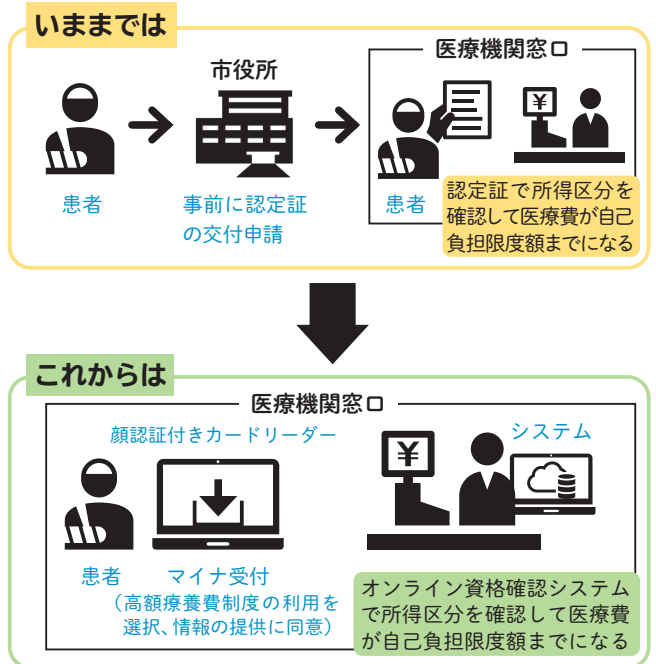
※自己負担限度額・所得区分については  
こちらをご覧ください。



国民健康保険



後期高齢者



## 本当に「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」の申請手続きはしなくていいの？

以下の場合引き続き認定証の申請手続きが必要となります。

- ▷「マイナ受付」に対応していない医療機関などで受診をする場合
- ▷所得区分「オ」または「低所得者Ⅱ」の期間で、直近12か月以内の入院日数が91日以上の場合  
「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続きをすると、入院時の食事代が1食あたり230円から180円となります。
- ▷国民健康保険税の滞納がある場合  
医療機関などで自己負担限度額が確認できないためです。

### 認定証の申請に必要なもの

	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
申請窓口	国保年金課 ⑨番窓口	国保年金課 ⑪番窓口
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷世帯主および対象者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード</li> <li>▷来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)</li> <li>▷所得区分「オ」または「低所得者Ⅱ」の期間で、直近12か月以内の入院日数が91日以上の方は、その入院期間を証明するもの(領収書など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者本人の</li> <li>▷後期高齢者医療保険証</li> <li>▷マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードおよび本人確認書類</li> <li>▷所得区分「低所得者Ⅱ」の期間で、直近12か月以内の入院日数が91日以上の方は、その入院期間を証明するもの(領収書など)</li> </ul>

※6年1月2日以降、八戸市に転入した人が世帯内にいる場合は、その人の6年1月1日時点の住所地での課税証明書を用意していただく場合がありますので、事前に国保年金課までお問い合わせください。